

第3回以降の関係者ヒアリングについて

1. ヒアリング対象の方

- ・ハンセン病関係団体、H I V／エイズ、難病などの患者団体等
- ・身体障害者、知的障害者などの障害者団体

2. 主な意見聴取内容

- ・旅館業法5条（宿泊拒否の制限）の見直しについて

新型コロナウイルス感染症の感染予防との関係や、見直すに当たっての留意すべき点を中心として

- ・その他旅館業法について